

株主の皆様へ

株式会社プロスペクト

第 117 期期末配当の税務上の取扱いに関するご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、平成 30 年 6 月 28 日開催の第 117 回定時株主総会における承認決議を経て、第 117 期期末配当として、1 株当たり 4 円の配当金のお支払いを実施することになりました。

今回の配当金は、「資本剰余金」を原資としており、「利益剰余金」を原資とする従来の配当とは税務上の取扱いが異なるため、そのお取扱い等についてご案内させていただきます。

下記 1. に記載のとおり、今回の配当金は全額が「その他資本剰余金」からの配当となり、税務上の「資本の払戻し」に該当します。そのため、「みなし譲渡損益」が発生することとなりますが、税務上の配当所得には当たらないため、源泉徴収の対象にも配当控除の対象にもなりません。確定申告の際はご注意くださいようお願いいたします。

なお、株主の皆様が保有しておられる当社株式の具体的な「取得価格」や「みなし譲渡損益」の計算、今後のご売却による譲渡所得税額の計算については、株主の皆様の個々のご事情によって異なりますので、下記の「今回の配当金の税務上の取扱いについて」をご高配のうえ、お手数をおかけいたしますが、お取引の証券会社、最寄りの税務署または税理士等にご相談いただきますようお願いいたします。

敬具

記

今回の配当金の税務上の取扱いについて

1. 今回の配当金の所得区分について（所得税法第 24 条、第 25 条等）

- ・ 今回の配当金は全額が「その他資本剰余金」からの配当になります。税法上、資本剰余金からの配当は資本金等の額からなる部分が「資本の払戻し」、資本金等の額以外の金額からなる部分が「みなし配当」とされますが、今回の配当部分はありません。
- ・ 税法では、「資本の払戻し」は株主の皆様が保有する当社株式の一部を当社に譲渡したものとみなされるため、税務上「みなし譲渡」と呼んでいます。「みなし譲渡」については、譲渡所得を確定申告する必要があるほか、株式の取得価額の調整（減額）が必要となります。
- ・ 今回の配当金は、全額が「みなし譲渡」による収入金額とみなされることになり、『源泉徴収あり』の特定口座で保管されている株式であっても、すべて一般口座での株式等に係る譲渡として取り扱われますので、譲渡所得に対する源泉徴収は行われません。
また、確定申告における配当控除の対象にもなりません。

2. みなし譲渡損益について（租税特別措置法第 37 条の 10）

- ・ 税法の規定により、株主の皆様には当社株式の一部譲渡があったものとみなされるため、「みなし譲渡損益」が生じます。
- ・ 以下の「①収入金額とみなされる金額」から「②取得価額」を控除した金額が譲渡所得等に該当いたします。
今回の配当では、みなし配当額は「0 円」、純資産減少割合は「0.069」となります。

① 収入金額とみなされる金額	=	払戻し等により取得した 金銭等の価額の合計額	-	みなし配当額（「0 円」）
② 取得価額	=	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合 （0.069）
③ みなし譲渡損益（①-②）	=	① 収入金額とみなされる金額	-	② 取得価額

【例】当社の株式を 1 株当たり 52 円で 1,000 株購入していた場合

- ① 収入金額とみなされる金額 = 4 円（1 株当たり配当額）× 1,000 株 - 0 円 = 4,000 円
- ② 取得価額 =（52 円 × 1,000 株）× 0.069（純資産減少割合）= 3,588 円
- ③ みなし譲渡損益 = 4,000 円 - 3,588 円 = 412 円（計算結果がマイナスの場合はみなし譲渡損です。）

※具体的なみなし譲渡損益の計算については、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

3. 取得価額のお取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

- ・税法の規定により、株主の皆様のご取得価額が調整されます。
- ・調整式は以下のとおりとなります。（純資産減少割合は「0.069」となります。）

$$\boxed{\text{1株当たりの新しい取得価額}} = \boxed{\text{1株当たりの従前の取得価額}} - \left(\boxed{\text{1株当たりの従前の取得価額}} \times \boxed{\text{純資産減少割合(0.069)}} \right)$$

【例】 当社の株式を1株当たり52円で1,000株購入していた場合

- ① 1株当たりの調整金額 = 52円 × 0.069（純資産減少割合） = 3,588円
- ② 1株当たりの新しい取得価額 = 52円 - 3,588円 = 48,412円
- ③ 新しい取得価額 = 48,412円 × 1,000株 = 48,412円

- ※ 1. 証券会社で「特定口座」をご利用の株主の皆様のご調整方法等につきましては、口座の種類により処理方法が異なりますので、お取引の証券会社に、相談ください。
- ※ 2. 「特定口座」をご利用でない場合は、上記の計算式により取得価額を調整していただく必要がございます。

4. 個人の株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合）	0.069 （小数点以下第3位未満切り上げ）

5. 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事項	資本の払戻し
その事由の生じた日	平成30年6月29日
みなし配当額に相当する金額の1株当たりの金額	1株当たり0円

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合	0.069 （小数点以下第3位未満切り上げ）
資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額	1,732,852,576円

6. その他の参考情報

今回の配当（「利益剰余金」を原資とせず「資本剰余金」を原資とする）に伴い、株主の皆様において通常（「利益剰余金」を原資とする配当）と異なる処理が必要となる事項について

- (1) 「みなし譲渡損益」の計算が必要になります。
税務上の「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡益」に対する課税金額については、特定口座での計算対象には含まれませんので、確定申告が必要となります。
- (2) 「取得価額」の調整が必要になります。
 - ① 特定口座をご利用の場合
お取引の口座管理機関（証券会社等）が取得価額の調整を行いますが、口座管理機関によって取扱いが異なる場合がございますので、詳細はお取引の口座管理機関までご相談ください。
 - ② 一般口座をご利用の場合
お取引の口座管理機関（証券会社等）までご相談ください。
- (3) ご注意
このお知らせは、今回の配当金の税務上のお取扱いおよび税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものではございますが、株主の皆様個々の事情によって異なりますことからすべてを網羅するわけではございません。
ご不明の点につきましては、以下のご照会先までご相談くださいますようお願い申し上げます。
また、このご案内は、株主の皆様が今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の説明資料になりますので、保管くださいますようお願いいたします。
このご案内は当社ホームページ（<http://www.prospectjapan.co.jp/>）上にも掲載いたします。

7. 本件に関するご照会先

- (1) 取得価額の調整に関する具体的なお照会
お取引の口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署にご相談ください。
- (2) 税務申告等に関するご照会、ご相談
最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。
- (3) その他株式に関するお手続きについてのご照会
当社株主名簿管理人：みずほ信託銀行株式会社
同連絡先：みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
TEL 0120-288-324（フリーダイヤル）
受付時間 9時～17時（土・日祝祭日除く）